

高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金実施要領

第1 目的

この要領は、高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、高知県地域の頑張る人づくり事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助対象事業

- 1 要綱第3条の「知事が別に定める要件」とは、次の全てを満たすものとする。ただし、事故、災害等、真にやむを得ないと県が認める理由がある場合はこの限りではない。
 - (1) 3回以上の連続講座であること。
 - (2) 連続講座の実施回数の8割以上の回に出席した受講者（同一の者）が3名以上（同じ法人・団体等に属する受講者は、原則1名とみなして算定）いること。

ただし、講座を欠席した場合であっても、事業実施主体における補講等により、欠席した講座と同等程度の知識を習得することができた場合は、出席したものとみなすことができる。この場合において、事業実施主体は、当該補講等の実施方法等について、事前に県に協議しなければならない。
 - (3) 視察研修の実施にあつては、講師等が同行し、視察ポイントの解説を行う等により、その効果が十分に確保できるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。
 - (1) 専門技術の習得又は資格取得のみを目的とするもの
 - (2) 1事業者の役職員のみが受講するもの
 - (3) 事業実施主体が市町村等である場合に、その職員のみが受講するもの
 - (4) 事業実施主体が地域団体又は任意団体である場合に、その構成員（組合員、会員等）以外の者の受講を認めないもの

第3 事業実施主体

- 1 産業振興を目的に設立されたと認められる法人であつて、出資者の過半数が地域住民で構成されるものは、要綱第4条第2号に規定する「一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体」とみなすものとする。
- 2 要綱第5条第3号に規定する「任意団体」とは、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体であつて、次のすべてに該当するものをいう。
 - (1) 補助事業において、産業振興に資する取組を行うもの
 - (2) 規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、当該補助事業に関する予算、決算及び会計処理が行われることが保証されているもの

第4 補助金の交付の申請

- 1 補助事業者は、要綱第7条第1項に基づいて交付申請書を知事に提出する際には、別途定められた期間内に申請を行うものとし、その際は交付申請書に別表第1に定める書類を添付するものとする。
- 2 知事は、産業振興推進地域本部の意見を踏まえて審査し、適当であると認めたときは、

補助金の交付を決定する。

第5 実績報告等

要綱第11条第1項の「知事が別に定める書類」は、次のとおりとする。

1 市町村等が事業実施主体の場合

- (1) 委託等の契約書（契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し
- (2) 委託等の完了検査調書の写し
- (3) 研修の実施を確認できる写真
- (4) 領収書の写し、会計伝票の写し又はこれに類する書類（支払が完了していない場合にあっては、請求書の写し）
- (5) (1) から (4) までのほか、実施した事業の内容が分かる資料（研修参加者が作成した研修レポート等）

2 地域団体が事業実施主体の場合

- (1) 1の(1)、(3)及び(4)に掲げる書類
- (2) (1)のほか、実施した事業の内容が分かる資料（研修参加者が作成した研修レポート、欠席者に対する補講等の実施内容等）

3 任意団体が事業実施主体の場合

- (1) 1の(1)、(3)及び(4)に掲げる書類
- (2) 市町村等の補助金交付決定通知の写し
- (3) 市町村等の補助金検査調書の写し
- (4) (1) から (3) までのほか、実施した事業の内容が分かる資料（研修参加者が作成した研修レポート、欠席者に対する補講等の実施内容等）

第6 遂行状況の報告

要綱第13条の「遂行状況の報告」は、次のとおりとする。

- 1 補助事業者は、各回の講座の実施後7日以内に、別紙様式により受講者の出席状況を県に報告するものとする。

この際、任意団体が事業実施主体の場合は、当該事業実施主体から当該事業の補助事業者である市町村へ報告し、報告を受けた市町村は即座に県へ報告するものとする。

- 2 1のほか、知事が必要があると認めたときには、補助事業者等に対して、報告依頼や必要な調査を行うことがあることから、補助事業者等は県からの求めに対して誠実に対応するよう努めるものとする。

第7 補助事業の成果等の公表

県は、補助事業の内容及びその成果を県のホームページ等で公表することができるものとし、補助事業者または事業実施主体はこれに同意したものとみなす。この場合、補助事業者または事業実施主体において特に問題がある場合は、その旨を県に申し出ることができる。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、高知県地域の頑張る人づくり事業の実施に関し必要な事項は、

知事が別に定める。

附則

1 この要領は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

補助金交付申請書に添付する書類一覧

	提出書類	注意事項等
1	事業実施主体の定款又は概要	(1) 法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください(会則がない場合は、団体の概要をまとめた資料を提出してください)。 (2) 市町村等が事業実施主体となる場合は、不要です。
2	市町村の補助金交付要綱	(1) 市町村が任意団体に補助を行う場合は、補助率、補助限度額等を定めた補助金の交付についての基準を定めた要綱を提出してください。 (2) 地域団体が事業実施主体となる場合は、不要です。
3	県税事務所で発行する全税目の納税証明書(県税の滞納がないことを証するもの)	地域団体及び任意団体が事業実施主体となる場合は、提出が必要です(発行後3ヶ月以内のもの)。
4	その他知事が必要があると認める資料	